

仕様書

1 業務名称

自動体外式除細動器（AED）賃貸借：消防庁舎用

2 規格（性能・仕様）及び数量内訳

※ 適合品は下表の①又は②のとおりとする。同等品で参加する場合は、入札書提出期限までに、同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を見積依頼用メールアドレスから、下記7担当課メールアドレスあてに電子メールで提出し、担当課の確認及び承認を受けること。

【適合品】

	メーカー	製品名	型番	数量内訳
①	日本光電工業株式会社	AED 本体（バッテリーパック、使い捨てパッドを含む等標準的な付属品を含む）	AED-3100	11
		使い捨てパッド（予備）	P-740	11
		除細動レポート表示ソフトウェア	QP-551V	11
		AED 用キャリングバッグ	YC-310V	11
②	株式会社フイリップス・ジャパン	AED 本体（バッテリー、キャリングケース、SMART パッドⅡ等標準的な付属品を含む）	861304e	11
		SMART パッドⅡ（予備）	989803139261	11
		未就学児キー	989803139311	11
		Heart Start Event Review ソフトウェア	-	11

【同等品条件】

品名	項目	規格	数量内訳 (AED 1台当たり)
自動体外式除細動器	承認	医療機器として医療品医療機器等法に基づく承認又は認証を受けていること。	1台
	電極パッドの接続	電極パッドを本体に接続したまま保管できる構造を有すること。	
	小児への対応	切替スイッチ等の容易な操作により、成人モードと小児モードの切り替えが可能なこと。 小児モードへの切り替え時に専用キーが必要な場合は、本体とともに専用キーをキャリングケースに収納する等、紛失防止措置を講じること。	
	音声ガイド	本体の使用過程に連動し、日本語による音声ガイド機能を有すること。	
	インジケータ	本体が使用可能な状態かどうかを一見して判別可能なインジケータ等を有すること。	
	セルフテスト	本体、バッテリー及び電極パッドが使用可能な状態かどうかを毎日確認するセルフテスト機能を有し、不具合が検出された場合は音や表示で警告する機能を有すること。	
	データ記録	心電図データを記録できること。また、必要に応じて心電図波形を出力可能であること。	
	動作環境	0℃から 50℃の環境下で正常に使用できること。	
	サイズ	本体及びパッドが一緒になり、持ち運び可能であること、又はケースにいずれも収納された状態であること。	
	その他	使い捨て除細動パッドやバッテリーパックは、使用期限や待機寿命を迎える前に適切に交換すること。	
付属品	電極パッド	医療機器として医療品医療機器等法に基づく承認を受け、成人と小児に共通して使用可能であること。	2組

付属品	バッテリー	特殊な工具等を用いることなく交換できること。	1 個
	データ出力用機器及びソフトウェア	心電図データをパソコン (OS:Windows10) に出力できること。	1 個

3 借受期間

令和 6 年 (2024 年) 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日までの 72 か月間

4 納入期限

令和 6 年 (2024 年) 1 月 31 日

5 メンテナンス

- (1) 借受期間中は常時、正常に使用できる状態を保ち、発注者から機器の状況の確認があった場合は遅滞なく報告できること。
- (2) 受注者は、電極パッド及びバッテリー等の消耗品について、使用期限及び待機寿命を把握し、適正な時期に交換すること。
- (3) 自動体外式除細動器の使用事例が発生した場合、発注者からの連絡により受注者は交換用の電極パッド等を事例の発生した設置場所に可及的速やかに納入すること。
- (4) 「JRC 蘇生ガイドライン 2020」に対応していること。またガイドライン等の変更に伴い、ソフトウェアのアップデートが必要な場合は、事前に担当課と協議のうえ、対応すること。
- (5) 受注者が AED 等医療機器の修理・保守等に係る許可を受けていない場合、受注者の負担で適正に履行できる事業者を実施させること。ただし、この場合、事前に担当課の承諾を得ること。
- (6) 通常の保守管理下で故障・破損した場合は、担当課と協議のうえ、代替品の配備、機器の修理及び交換を行う。なお、代替品の配備は 2 日以内に行うものとする。
- (7) 以上は全て賃借料に含まれていること。

6 納入条件等

- (1) 納入及び検査場所
別紙 (設置場所一覧) のとおり (11 か所)
- (2) 全数量、同一メーカー及び同一規格で統一すること。
- (3) 借受物品はすべて新品であり、一体としてメーカー保証されたものであること。
- (4) 受注者は納入場所及び納入日時等について、事前に担当課と打ち合わせ

を行うこと。

- (5) 仕様書に基づく内容で、正常に使用できる状態で納入すること。
- (6) 組立及びオプションの取付を行ったうえ、納入すること。
- (7) 納入品が正常に、一体として最良の状態で機能しない場合、または、機器輸送中に損傷が発生した場合、受注者は、速やかに代替品を納入すること。
また、原因究明を実施したうえで、無償で同機種良品と交換し、動作確認後に引き渡すこと。
- (8) 受注者は、機器納入後、梱包材を速やかに引き取ること。
- (9) 契約の履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元から出荷証明を求めることがある。その場合、出荷引受書の提出が可能なことが契約（発注）の条件となる。
- (10) 受注者は、契約期間満了後における借受物品の処分について、必ず担当課と協議すること。
- (11) 納入及び返還に係る運搬料等の諸費用については、受注者が負担すること。
- (12) 本件の履行に際し、疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。

7 担当課

札幌市消防局警防部救急課救急係 担当 宇野
札幌市中央区南4条西10丁目 消防局庁舎6階
電話：(011) 215-2070
Mail: kyukyu.shobo@city.sapporo.jp

設置場所一覧

設置場所	住所	電話番号	台数
中央消防署	中央区南4条西10丁目	215-2120	1
北消防署	北区北24条西8丁目	737-2100	1
東消防署	東区北24条東17丁目	781-2100	1
白石消防署	白石区南郷通6丁目北	861-2100	1
厚別消防署	厚別区厚別中央1条5丁目	892-2100	1
豊平消防署	豊平区月寒東1条8丁目	582-2100	1
清田消防署	清田区平岡1条1丁目	883-2100	1
南消防署	南区真駒内上町5丁目	581-2100	1
西消防署	西区発寒10条4丁目	667-2100	1
手稲消防署	手稲区手稲本町2条5丁目	681-2100	1
消防学校	西区八軒10条西13丁目	616-2262	1
合計			11